

令和3年9月14日招集
令和3年 棚倉町議会定例会9月会議提出議案町長説明要旨

本日ここに、令和3年棚倉町議会定例会9月会議開催にあたり、御出席を賜り心より感謝を申し上げます。

提出議案の説明に先立ち、町政の現況について御報告申し上げます。

まず始めに、令和3年8月の大雨による被害の状況についてであります。8月末現在で町道2路線及び林道10路線において、法面崩落や路面洗堀等が発生しております。引き続き、被害の調査を進めながら、早期復旧、安全の確保に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。全国的に感染力の強いデルタ株が急拡大しており、新規感染者数が1万人を超える日が連続するなど、感染拡大に歯止めがかからない状況となっております。この間、政府は、東京都など19都道府県の緊急事態宣言を、また、本県を含む8県にまん延防止等重点措置の期限延長を決定し、感染防止対策の強化を図っているところであります。未だ終息が見通せない状況が続いております。

本県においては、クラスターを要因とした新規感染者数が大幅に増加し、8月には県内全域に県独自の非常事態宣言が発令されたところであり、月別で過去最多の感染者数となっております。

また、本町においても7月に20代から40代の町内居住者4人の方が、新型コロナウイルス感染症と確認されましたが、8月以降の発生はなく、今後も引き続き感染防止対策に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。65歳以上の約9割の方が7月までに接種が終わり、12歳から65歳未満の方については9月10日現在で、約8割の方が1回目の接種を終えたところであります。

ワクチン接種は、進んでおりますが、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、ウイルスとの共存が避けられない状況下にありますので、町民の皆様には、誰もが感染しうるものであることを認識し、特に感染リスクが高いとされる3密の回避や手洗い、マスクの着用など、引き続き感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、感染された方や関係者の人権に配慮した思いやりのある行動をとられるよう重ねてお願いいたします。

次に、これまで御議決頂きました新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算の執行状況についてであります。まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による個人消費の落ち込みにより、町内事業所等の業績に大きな影響が及んでいることから、

町民の生活及び消費回復を支援する目的として、「たなぐら応援クーポン券」を先月世帯主宛てに送付したところであります。このクーポン券は、今月1日から12月31日までを使用期間とし、現在登録されております町内148事業所で使用できるもので、町民1人につき5,000円分を送付しております。

なお、使用できる登録事業所については、随時受付をしており、拡充していく予定でありますので、クーポン券の活用を促しながら、さらなる消費喚起及び町内事業所等の利用促進に努めてまいります。

また、令和3年に成人式を迎えた方への追加記念品につきましては、7月末をもって受付を終了し、クオカード2万円分を贈呈したところであります。

その他、補正予算に計上しました各事業につきましても順調に執行しているところであります。

今後も事態の推移と国の動向を注視し、必要な対策を講じてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

次に、10月31日の日曜日に予定しておりました、「わくわくフェスタ」についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、先が見通せない現状において、不特定多数の方々を集めるイベントの開催は、十分な感染防止対策を講じることが困難であると判断し、中止することといたしました。

そのため、「わくわくフェスタ」に代わるものとして、「わくわくたなぐらスタンプラリー」を10月1日から開催することといたしましたので、皆様の積極的な参加をお願いいたします。

次に、今年度の小学6年生と中学3年生の全国学力・学習状況調査の本町の結果についてであります。小学校の国語と算数については、県及び全国平均を上回るか、ほぼ同程度でありましたが、中学校の国語と数学については、県及び全国平均を下回る結果となりました。今後は、この結果を分析し、学習指導の改善・充実に努めてまいります。

また、同時に実施した児童質問紙調査を見ると、「自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか」や「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」等の割合が県及び全国平均より高く、これまで取り組んできたキャリア教育の成果であると捉えており、引き続き、未来を担う子供たちの資質・能力を地域との連携の中で育て、つないでいく教育、授業改善に取り組んでまいります。

次に、全国各地で採火されました東京パラリンピックの聖火についてであります。本町でもルネサンス棚倉パルテノン前で、町のシンボルキャラクター「たなちゃん」が、古代ギリシャ伝統の凹面鏡を使い種火をおこし採火したところであります。

次に、市町村対抗野球大会についてであります。9月11日に1回戦が行われ、国見町と対戦し、惜しくも敗れましたが、町の誇りを胸に精一杯戦った姿に心を打た

れたところであります。今後も町のスポーツの振興に寄与して頂きたいと願っております。また、10月17日には、市町村対抗ソフトボール大会の1回戦が、11月21日には、ふくしま駅伝が予定されており、各競技とも選手が一丸となって上位入賞を目指し、練習に励んでおり、本町らしいハツラツとしたプレーや走りを期待するところであります。

次に、固定資産の所有者が亡くなることによって生じる相続登記未了資産に対する課税処理の誤りについてであります。詳細に調査を行い、速やかに還付できるよう現在手続きを進めているところであります。対象となられた納税者の皆様、そして町民の皆様に心からお詫びを申し上げますとともに、今後も、法令等に基づいた適正な課税に努め、再発防止と信頼回復に取り組んでまいります。

次に、2年度決算に係る町税の不納欠損についてであります。懸案となっておりますゴルフ場に関連する滞納について、法的整理を進める中で約8千4百万円の滞納税を回収しましたが、未収金となった固定資産税、特別土地保有税及び入湯税の約2億1千4百万円を不納欠損処理したものであります。

なお、今回の処分により、将来に向かって納税を確保する整理ができたものと考えております。

今後も法令等に基づいた適正な税務行政を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提出いたします議案は、専決処分の報告3件、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告1件、令和3年度棚倉町一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案4件、条例の一部改正議案1件、令和2年度棚倉町一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の決算認定に関する議案9件の総数18件であり、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第9号 専決処分の報告についてであります。去る5月18日棚倉町大字八槻字柳原地内の町道津島川原線において発生しました自動車物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分しましたので報告するものであります。

次に、報告第10号及び報告第11号 専決処分の報告についてであります。去る6月14日に発生しましたスクールバス事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分しましたので報告するものであります。

次に、報告第12号 令和2年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告をするものであります。

次に、議案第37号 令和3年度棚倉町一般会計補正予算についてであります。主な内容は、歳入においては、国庫・県支出金、繰越金、町債等の増額補正であり、歳出においては、新型コロナウイルス感染症関連経費やふるさと納税推進事業費、ふくしま森林再生事業費、災害復旧費等のほか当面する事務事業に係る経費の増額補正であります。

次に、議案第38号 令和3年度棚倉町介護保険特別会計補正予算についてであります。主な内容は、2年度の精算に伴う返還金等の増額補正であります。

次に、議案第39号 令和3年度棚倉町簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。主な内容は、山岡浄水場の配水管漏水修繕費の増額補正であります。

次に、議案第40号 令和3年度棚倉町上水道事業会計補正予算についてであります。主な内容は、歳入においては、企業債及び工事負担金の増額、歳出においては、重要給水施設配水管布設替工事費の増額補正であります。

次に、議案第41号 棚倉町手数料条例の一部を改正する条例についてありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び産業標準化法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、認定第1号 令和2年度棚倉町一般会計決算認定についてありますが、2年度における本町財政につきましては、歳入では地方特例交付金、地方交付税、繰入金等が前年に比べ減額となり、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、寄附金、町債等が増額となり、歳入合計は102億5,134万7千円で、前年度比35.3%の増となりました。

また、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業費や緊急経済対策支援事業費、令和元年発生 of 台風19号災害に係る災害復旧費の繰越及び道路等側溝堆積物撤去処理事業費等の増額により、歳出合計は98億4,379万2千円で、前年度比38.7%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残額は、4億755万5千円となり、このうち翌年度へ繰越すべき財源として、2,038万2千円と、財政調整基金への積立て、1億9,400万円を除いた残額を3年度に繰越したところであります。

次に、認定第2号 令和2年度棚倉町国民健康保険特別会計決算認定についてありますが、2年度の棚倉町国民健康保険特別会計決算は、歳入総額13億3,816万4千円に対し、歳出総額12億9,639万4千円となり、差引き4,177万円の剰余金となったところであります。

この剰余金は、歳入において国保税及び県補助金等が見込みを上回ったことが主な要因であります。その結果、この剰余金を繰越金とし3年度の国保税本算定時の歳入

財源とし、国保税の負担軽減を図ったところであります。

町としましては、今後とも町民の暮らしと健康を守る基礎的な社会保障制度として、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。

次に、認定第3号 令和2年度棚倉町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第4号 令和2年度棚倉町介護保険特別会計決算認定について
認定第5号 令和2年度棚倉町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第6号 令和2年度棚倉町公共下水道事業特別会計決算認定について
認定第7号 令和2年度棚倉町農業集落排水事業特別会計決算認定について
認定第8号 令和2年度棚倉町霊園整備事業特別会計決算認定については、それぞれ会計目的に沿った事業を実施したところであり、それぞれの会計別決算の詳細につきましては、各会計の決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明書のとおりであります。

次に、認定第9号 令和2年度棚倉町上水道事業会計決算認定についてであります。2年度の上水道事業の業務概要につきましては、給水世帯で4,826世帯、給水人口は1万2,766人であり、年間総有収水量は126万7,699立方メートルで、前年度対比0.9%の増になりました。

決算におきましては、給水収益で前年度比0.7%の増となり、収益的収入で3億8,745万3千円、収益的支出で3億3,167万3千円となり、単年度純利益は3,858万1千円となりました。

また、資本的収入は2億3,869万3千円、資本的支出は3億7,677万円となり、支出額に対する収入不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金により補填し、決算したものであります。

以上が本定例会に提出いたしました議案の概要であります。詳細につきましてはそれぞれ主管課長より説明させますので、慎重御審議の上、御議決並びに御認定を賜りますようお願いを申し上げ、提出議案の説明といたします。